



平成 25 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社メガネトップ
代表者名 代表取締役社長 富澤 昌宏
(コード番号：7541)
問合せ先 取締役 企画本部長 蓬生 満
(TEL：054-275-5000)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 370 条（取締役会の決議の省略）による書面決議によって、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び当社による全部取得条項付普通株式（下記、「1. I（1）変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、平成 25 年 8 月 6 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社普通株式全部取得手続きのための定款一部変更

I 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 25 年 4 月 15 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び同年 5 月 31 日付当社プレスリリース「株式会社富澤による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、親会社以外の支配株主、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてお知らせ申し上げますとおり、株式会社富澤（以下「富澤」といいます。）は、平成 25 年 4 月 16 日から同年 5 月 30 日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、富澤は同年 6 月 6 日の決済開始日をもって、当社普通株式 21,794,096 株（当社の総株主の議決権の数（発行済株式総数から平成 25 年 3 月 31 日現在の当社が保有する自己株式数 308,494 株を控除した株式数に係る議決権の数）に対する議決権の割合（以下「所有割合」といいます。）：48.23%（小数点以下第三位四捨五入。以下同じです。)) を所有するに至っております。また、当社の代表取締役社長であり、富澤の代表取締役である富澤昌宏氏は、当社普通株式 4,323,629 株（所有割合：9.57%）を、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏は 7,248,705 株（所有割合：16.04%）を所有しております。

平成 25 年 4 月 15 日付富澤のプレスリリース「株式会社メガネトップの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、当社の代表取締役会長である富澤昌三氏及び当社の代表取締役社長である富澤昌宏氏は、当社が今後も上場を維持することによるメリット、デメリットを勘案しつつ、当社の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避し、短期的な業績に左右されることなく当社が中長期的に成長し、持続的な企業価値向上を実現するためには、MBO の手法により、富澤が当社の発行済株式の全てを取得して非上場化し、短期的な業績変動に左右されずに機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築した上で、当社の経営陣及び従業員が一丸となって当社の事業構造の改革及び取り組みの強化を積極的に行うことが最善の手段であると考えに至りました。

一方、当社といたしましても、平成 25 年 4 月 15 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせ申し上げておりますとおり、リーガル・アドバイザーである野村総合法律事務所から受けた法的助言、並びにフィナンシャル・アドバイザーである株式会社KPMG FASから取得した株式価値算定書の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本公開買付けを含む一連の取引に関する提案を検討するために当社の取締役会の諮問機関として平成 25 年 3 月 1 日に設置された第三者委員会から提出された意見書の内容を最大限に尊重しながら、当該取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、当社の株主の皆様にごリスクが及ぶことを回避しつつ、富澤から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社として最善の選択肢であると判断いたしました。

このため、当社は、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、富澤の要請に基づき、当社普通株式の非公開化のため、以下の①から③の方法（以下「本定款一部変更等」と総称します。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、「定款一部変更の件-1」の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付いたします。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主の皆様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を富澤に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 1,400 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあられます。

「定款一部変更の件-1」は、本定款一部変更等のうち上記①を実施するものです。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

また、現行定款第7条におきまして、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していたところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、「定款一部変更の件-1」で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするための変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件-1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、78,624,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、78,624,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は78,623,990株、<u>第5条の2に定める内容の株式(以下「A種種類株式」という。)</u>の発行可能種類株式総数は10株とする。</p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>又は<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)<u>又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2 <u>第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

II 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

（1）変更の理由

「定款一部変更の件-2」は、「定款一部変更の件-1」でご説明しております本定款一部変更等のうち上記②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに「定款一部変更の件-1」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

なお、「定款一部変更の件-2」については、会社法第116条及び第117条の規定により、少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定である（i）株式買取請求権を行使することができます。また、後述のとおり、「全部取得条項付普通株式の取得の件」において全部取得条項付普通株式の全部の取得が決議された場合には、会社法第172条第1項に掲げられる要件を満たす株主の皆様は、（ii）会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことが可能となります。ただし、（i）の買取請求については、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」ないし「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が全て原案どおり承認可決された場合、本定款一部変更等のうち上記③の効力が発生することに伴い、会社法第117条第2項に基づく申立てが、申立適格の喪失により不適法となる可能性がありますので、権利行使に際してはご注意ください。

（2）変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに普通株主の皆様による種類株主総会において、「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成25年8月28日といたします。

（下線は変更部分を示します。）

第1号議案に係る変更後の定款	追 加 変 更 案
（新 設）	<u>（全部取得条項）</u> <u>第5条の3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u> <u>2 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を11,281,476分の1株の割合をもって交付する。</u>

2. 全部取得条項付普通株式の取得の件（「全部取得条項付普通株式の取得の件」）

I 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」においてご説明申し上げておりますとおり、当社としては、当社の株主の皆様にもリスクが及ぶことを回避しつつ、富澤から提案のあった抜本的かつ機動的な施策を実施していくことが、当社の中長期的かつ持続的な企業価値の向上の達成につながるものであり、当社にとって最善の選択肢であるとの結論に達したことから、本定款一部変更等を実施いたしたいと存じております。

「全部取得条項付普通種類株式の取得の件」は、「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げ

ております本定款一部変更等のうち上記③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件-1」による定款変更に基づき設けられる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

株主の皆様に対する交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式を富澤に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 1,400 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もありません。

なお、会社法第 172 条第 1 項に掲げられる要件を満たす株主の皆様は、「全部取得条項付普通株式の取得の件」において全部取得条項付普通株式の全部の取得が決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことが可能となります。

II 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成 25 年 8 月 28 日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」に係る議案が原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III 上場廃止

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、東証一部の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株

式は、平成 25 年 8 月 6 日から同年 8 月 22 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 8 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証一部において取引することはできません。

3. 当社普通株式全部取得手続きの日程の概要（予定）

当社普通株式全部取得手続きの日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会の基準日公告	平成 25 年 6 月 10 日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 25 年 6 月 26 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 25 年 7 月 9 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 25 年 8 月 6 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成 25 年 8 月 6 日（火）
当社普通株式の東証一部における整理銘柄への指定	平成 25 年 8 月 6 日（火）
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成 25 年 8 月 22 日（木）
当社普通株式の東証一部における上場廃止日	平成 25 年 8 月 23 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 8 月 27 日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成 25 年 8 月 28 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 8 月 28 日（水）

4. 支配株主との取引等に関する事項

上記 2. II に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することと致しております。

本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 25 年 4 月 15 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2.（5）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり措置を講じております。

また、当社は、平成 25 年 4 月 15 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「2.（5）本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の「③第三者委員会の設置」に記載のとおり、本取引についての検討に慎重を期し、本公開買付けに対する意見表明に関する当社の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、当社の株主の利益を保護することを目的として、本取引に関し独立性を有する高野利雄氏（委員長、弁護士）、本取引に関し独立性を有する対象者の社外監査役である佐々木司氏（税理士）及び忠内幹昌氏（弁護士）から構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会から、本取引の目的が合理的であること、本取引の条件は妥当であること、本取引の手続は①第三者委員会の設置、②独立したアドバイザーの選任、③第三者評価機関からの算定書の取得、④利益相反関係を有する取締役以外の取締役及び監査役全員の承認等の措置により、当社の意思決定過程において恣意性を排除するための配慮がなされているものと考えられ透明・公正であること及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする意見書を平成 25 年 4 月 15 日付で取得しております。加えて、

富澤昌三氏及び富澤昌宏氏は、本取引について当社との間で構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係人として、当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において富澤との協議及び交渉にも一切参加していません。

なお、当該取締役会においては、富澤昌三氏、富澤昌宏氏、及び松永英昭氏を除いた当社の取締役全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当社の全ての監査役が、当社取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

以 上